

議案第32号

公の施設の指定管理者の指定の変更について

新座市営墓園の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更する。

指定の期間「平成28年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

令和3年2月22日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

平成27年12月18日に議決された新座市営墓園の指定管理者の指定の一部を変更したいので、この案を提出するものである。